

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	旅行業法				法令番号	昭和 2 7 年法律 2 3 9 号			
手続名	旅行業者の登録業務範囲の変更登録				根拠条項	第 6 条の 4			
審 査 基 準	旅行業法第 6 条並びに旅行業法施行規則第 2 条の 2、第 3 条及び第 4 条による。								
受付 機関	観光課	処理 機関	観光課	交付 機関	観光課	標準処理期間 6 0 日		目次	
						標準経由期間 日			
						No.			